

## 道路維持用資材支給要綱

平成29年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路の美化、維持を図るため、自治会（町内会を含む。以下「自治会等」という。）が自ら行う除草作業及び道路補修作業で使用する資材を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(条件)

第2条 除草作業で使用する資材（以下「除草資材」という。）を支給する対象は、次の各号のいずれかに該当する道路とする。

- (1) 市道として認定した道路
- (2) 法定外公共物道路（農道、林道又はこれに準ずる道路を除く。以下同じ。）

2 道路補修作業で使用する資材（以下「補修資材」という。）を支給する対象は、道路法が適用されない幅員1メートル以上の道路（農道、林道又はこれに準ずる道路を除く）で、次の各号のいずれかに該当する道路とする。

- (1) 公道から公道へ、通り抜けることが出来る道路
- (2) 前号に該当する以外の道路で、当該道路の沿線に土地、建物ともに5戸以上の所有者を有している道路

3 歩行者安全対策として使用する資材（以下「安全対策資材」という。）を支給する対象は、道路法が適用されない橋梁等で、次に該当するものとする。

- (1) 市内河川もしくは法定外公共物水路上に架かる橋梁等の内、公共性のあるもの。
- (2) その他市長が認めたもの。

(資材種類等)

第3条 支給する資材の種類と限度量は、除草資材は1作業につき、補修資材は1年度1箇所につき、安全対策資材にあつては1橋につき1回限りとし、別表のとおり支給するものとする。

(申請)

第4条 自治会等が資材の支給を受けようとするときは、資材支給申請書（第1号様式）に位置図を添付して市長に提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査のうえ、資材を支給することが適当であると認めるときは、資材の支給を決定し、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(その他)

第6条 市長は、除草資材、補修資材または、安全対策資材を、実施をする年度の予算の範囲内において支給する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

支給資材一覧

	種類	限度量
除草資材	刈払機替刃	8枚
	燃料（混合油等）	10リットル
補修資材	真砂土	2トン車で5台まで
	砕石	2トン車で5台まで
	常温アスファルト合材	10袋
	生コンクリート	1.5立方メートル
安全対策資材	安全対策資材一式	補修資材の上限額相当

第1号様式（第4条関係）

資材支給申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

（ 地区）自治会長  
住所  
氏名  
連絡先

代表者  
住所  
氏名  
連絡先

下記資材を支給されるよう申請します。

記

1. 申請理由

2. 資材名及び数量

3. 支給希望日 年 月 日  
（時間指定があれば記入）午前・午後 時 分頃

4. 実施予定日 年 月 日から 日間

5. 場 所 添付位置図のとおり（搬入箇所に○を記入）

※作業は、自治会等が協力して行ってください。